

船舶事故調査報告書

平成30年6月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年12月22日 16時46分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 <sup>おおげ</sup> 大下島南岸 アゴノ鼻灯台から真方位257° 100m付近 (概位 北緯34° 10.9′ 東経132° 55.9′)
事故の概要	漁船第六十一 <sup>こうえい</sup> 幸栄丸は、北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成30年1月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十一幸栄丸、299.95トン
船舶番号、船舶所有者等	125500、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、空倉の状態、船長が、単独で船橋当直に当たり、操舵スタンド前の椅子に腰を掛け、約9.5ノットの対地速力で、自動操舵により、安芸灘を北東進していた。</p> <p>船長は、平成29年12月22日16時06分ごろ、右舷船首方に今治市梶取ノ鼻を認め、宮ノ窪瀬戸を通過すれば船橋当直を終えて降橋できると思っていたところ、眠気を覚えるようになった。</p> <p>船長は、宮ノ窪瀬戸の手前では狭い水路を通過するので、緊張して居眠りすることはないものと思っていたものの、いつの間にか、居眠りに陥った。</p> <p>本船は、船長が、ふと目を覚まして前方に大下島を認め、急いで機関を全速力後進としたものの間に合わず、16時46分ごろ大下島南岸の浅所に乗り揚げた後、満潮前に自力で離礁した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.8m、船尾約3.2mであった。</p> <p>本船は、船橋航海当直警報装置を装備していたものの、故障していたことが、本事故後に判明した。</p> <p>船長は、船橋内を閉め切って暖房を効かせていたので、居眠りに陥ったものと本事故後に思った。</p>
分析	<p>本船は、安芸灘において、自動操舵により北東進中、船長が居眠りに陥ったことから、大下島南岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、暖房が効いた船橋で操舵スタンド前の椅子に腰を掛けてい</p>

	たことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、安芸灘において、本船が、自動操舵により北東進中、船長が居眠りに陥ったため、大下島南岸の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 眠気を覚えた場合、立ち上がって外気に当たるなど、居眠り運航の防止措置を講ずること。</li><li>・ 船橋航海当直警報装置の作動状況を定期的に確認すること。</li></ul>